

東海情報通信懇談会 スタートアップ企業の入会促進について（案）

令和8年7月9日
東海情報通信懇談会
機能強化検討PT

東海情報通信懇談会 スタートアップ企業の入会促進について（案）

課題

- 東海情報通信懇談会では、**スタートアップ企業等への認知度や加入率が十分とは言えず、新規会員の拡大が課題**となっている。事業規模や成長段階を踏まえると、参画にあたっての負担感が参加拡大の妨げとなっている可能性がある。
- 新規参画による活動の活性化が期待される一方、制度見直しにあたっては**既存会員とのバランスに配慮した検討が必要**である。

課題解決に向けた検討案

- 案として、年会費が免除されている「特別会員（現状では大学教授等）」にかかる会則を改正し、**期間限定の無料会員枠**（「スタートアップ枠」のような区分）**を設けることを検討**。例えば、**入会后5年間は会費無料、経過後は普通会员（5万円）に移行**。
- 本会則改正により、新規会員の加入を促し、懇談会活動の活性化に繋がることを期待。

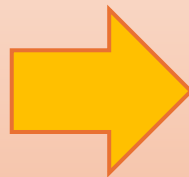
会則改正案

（旧）

第4条 会員

懇談会の会員は、普通会员及び特別会員とする。

- 2 普通会员は、懇談会の目的に賛同する者とする。
- 3 特別会員は、会長が特に必要と認めた者とする。



（新）

第4条 会員

懇談会の会員は、普通会员及び特別会員とする。

- 2 普通会员は、懇談会の目的に賛同する者とする。
- 3 特別会員は、会長が特に必要と認めた者とし、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 情報通信に関する学識を有し、懇談会の活動に対して助言・指導を行う有識者
 - 二 **東海地域に主たる事業拠点を置くスタートアップ企業（創業または設立から原則10年以内の企業）**
- 4 第3項第二号の会員は、**入会の日から5会計年度以内に普通会员に移行するものとする。**

新たにスタートアップ枠を設けることにより
入会のハードルを下げ、新規加入促進へ